

大阪広域環境施設組合規則第12号

大阪広域環境施設組合職員就業規則の一部を改正する規則

大阪広域環境施設組合職員就業規則（平成27年規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「を除く」を「及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く」に改め、同条第4項中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

第24条第2項中「職員」を「職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。）」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。